

復興大臣 平沢 勝栄 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

令和2年9月30日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 数博



福島県双葉郡浪江町議会議長 佐々木 恵寿



東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から9年半が経過しましたが、原子力災害はいまだ収束しておらず、多くの住民は住み慣れた故郷を離れ、今もなお辛い避難生活を続けており、心身ともに大変疲弊しております。

復興に向けた取組は、一つ一つ着実に前進し、明かりが見えつつありますが、町村ごとに復興のステージが異なっており、それぞれの実情や抱える課題に違いがあるため、復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要です。

また、当町では未だ多くの帰還困難区域を抱えているため、帰還できない多くの住民が県内外に避難している状況です。

当町では、震災前以上の繁栄を目指し、復興を成し遂げるべく取り組んでおりますが、地域の再生には定住人口の拡大が重要課題であり、そのためには、生活環境の整備が非常に重要です。

住民が安心して生活できる環境を整備するためにも、当町の復興・創生に向けて、下記のとおり要望いたします。

## 記

### 1. 帰還困難区域の取り扱い

- 特定復興再生拠点区域について、当町の策定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された内容、趣旨が実現できるよう、必要な環境整備と財政支援をするとともに、第2ステージに向けて切れ目なく拠点の範囲を拡大し順次整備できるよう、国が避難指示解除のための具体的な方針を早急に示すこと。
- 将来的に帰還困難区域全域を避難指示解除できるよう、国が責任をもってしっかり対応すること。

## 2. 中心市街地の整備

- 浪江駅周辺における中心市街地の再生について、まず浪江駅前を先導整備エリアとして位置づけ、本年度具体的な整備計画を策定することから、用地取得、施設整備をはじめ包括的な整備に係る十分な予算の確保や技術的側面の支援を行うこと。

## 3. 移住・定住の促進

- 今般の特措法（福島復興再生特別措置法）の改正において、「移住・定住」の考え方が盛り込まれた。当町としても、「交流人口を拡大する施策」と「交流人口から定住人口に繋げる施策」をソフト・ハード両面で検討している。国においても現場主義を徹底し、地元の意向に対応できるよう、十分な予算の確保や柔軟な支援制度を構築すること。
- 特にハードについては、当地域が住宅解体の進む地域であることから、移住支援の拠点や古民家を再生した「お試しハウス」の整備ができるような支援メニューを検討すること。

## 4. 営農再開に向けた支援

- 当町は、豊かな水と土壌に恵まれ、農業を基幹産業として発展してきた。しかしながら、震災前約2,110haであった営農面積は、未だ134haと1割にも満たない大変厳しい状況である。
- カントリーエレベーター、育苗施設などの整備を進めながら営農再開の促進を図っているものの、住民の帰還が進んでおらず、農地の集約、担い手の確保が大きな課題となっている。これらの課題を解決するため、十分な予算の確保や担い手の法人化、農業法人の参入に向けた技術的・制度的な助言など、地域の実情に応じた一律ではなくきめ細やかな支援を行うこと。

以上